

法律相談

日時 5月16日（木）
18時30分～

場所 市民会館
(2F第3・4会議室)

お問い合わせは
日本共産党議員団へ
072-824-1181

6月度から変更になります。

以下のように変更させていただきますのでよろしくお願ひします。

場所の変更
日本共産党寝屋川市委員会 2階
住所：八坂町15-35
電話番号は072-823-0058

予約制になります。
前日までに予約が必要です。

みんなから「残念だったね」「がんばつてほしい」など早速ご相談もあり、気持ちを切り替えていました。

みなさんから「残念だったね」「がんばつてほしい」などのお言葉をいただきました。サポートのみなさんの暖かいお力添えをお願いします。

固定資産税の減免制度の活用を

減免実績のある方には申請書が郵送されます。

65歳以上の方の場合の前年所得とは？

(例えば、年金収入の方の場合)

65歳以上で、前年度の年金額が200万円の場合の前年所得額は、80万円になります。

計算方法は、200万円から120万円（年金者所得控除額）を差し引いた額で80万円になります。

固定資産税には、減免制度があります。
半額減免について
半額減免の対象者は、以下の4点全てに該当する人です。

① 65歳以上・特別障害者・寡婦・寡夫のいずれかに該当する人（前年度1月1日現在）
② 非課税世帯であること。65歳以上は、前年所得125万円

③ 自己居住用であり、家屋の床面積が70平方m以下であること（店舗など営業用は対象外）。
④ 固定資産税の年額が5万円以下であること。
半額減免の方については、これまで通りに申請用紙が郵送され、添付資料も不要です。

1割から4割減免について
今回から、昨年度の減免実績のある人に申請書類が郵送されます。（返信用封筒付）私たちも要望してきましたことであり前進です。半額減免以外の方に

私道には、非課税措置が適用されます。申請して、認められると、固定資産税の私道部分の固定資産税が5年間さかのぼって払い戻しになります。

私道の非課税措置



中林 かずえ

私道には、非課税措置が適用されます。申請して、認められると、固定資産税

の私道部分の固定資産税が5年間さかのぼって払い戻しになります。

寝屋川市役所内日本共産党控室 〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 寝屋川市政について、ご意見ご要望をお寄せ下さい。Eメール n-jcp@jcp-neyagawa.jp

添付資料が必要になります



発行
日本共産党
寝屋川市会議員団
072-824-1181
(内線2399)
FAX: 824-7760
No.3172



太田とおる
高柳2-49-2
080-3818-9722



中林かずえ
宝町4-33
090-3944-8385

については、納付が困難であることがわかる書類の添付が必要になります。

固定資産税の納期限は4期になっていますが、年額全体の減免には、5月31日までの申請が必要です。

尚、生活保護の利用者には、対象になる人全員に申請書類が郵送されます。

詳しくは、市役所の固定資産税課にお問い合わせください。

1 票差に異議申立て選管が受理

選管委員会の定例会が5月7日午後5時から開催されました。4月21日投票の寝屋川市議会議員選舉に係る当選の効力等に関する異議の申出について、4月26日付けで意義を申し立てた異議申立人：松尾信次（候補者）氏の申し立て（下の異議申出書）と、選舉人から

の異議申し立ての計2件について協議し、どちらも受理しました。この申し立てについては協議する臨時選管委員会は現在、調整中です。問い合わせは、選管委員会へ。

寝屋川市選管委員会委員長様

平成31年4月26日

異議申出人

寝屋川市下木田町12番6号

松尾信次

昭和23年12月18日生（満70歳）
連絡先 090-3056-9924

異議申出書

公職選挙法第206条第1項の規定により、平成31年4月21日執行の寝屋川市議会議員選舉員選舉に關し、次のように異議の申し出をします。

1、異議申し出に係る処分

平成31年4月21日執行の寝屋川市議会議員選舉

2、異議申し出の趣旨及び理由

(1) 趣旨

平成31年4月21日執行の寝屋川市議会議員選舉における当選人にしお勝成の当選を無効とするとの決定を求める。

(2) 理由

寝屋川市議会議員選舉は平成31年4月21日執行され、結果は、落選した申出人「松尾信次」候補の得票数と最下位で当選した「にしお勝成」候補の得票数の差がわずか1票差でありました。仮に、票の数え間違いや、有効票が無効票と扱われていることなどがあれば、選舉の結果にも影響することになります。

今月7日におこなわれた大阪市議会議員選舉の東成区選舉区で、4票差で落選した候補者からの異議申し出を受け、大阪市選管委員会は、東成区で票を数え直すことを決めました。大阪市選管委員会は、「開票は適切に行われたと考えているが、票差がわずか4であることと、過去にも異議の申し出を受けて票を数え直した結果、票数が変わった事例があるので、今回の異議申し立てには正当性があると判断した」としています（NHKニュースWEB4月15日）。

実際に、平成19年4月8日執行の大坂市議会議員阿倍野区選舉区一般選舉の選舉区における当選の効力に関する異議申し出に対し、8票差が5票差になるという大阪市選管委員会の決定がありました。

故に、寝屋川市議会議員選舉の有効投票並びに無効投票の確認をお願いします。

寝屋川市議会議員選舉に係る当選の効力等に関する異議の申出について

臨時選管委員会の会議日程は調整中です。